

朝鮮人学校閉鎖接收に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年十一月四日

參議院議長 松平恒雄殿

島
間
正
男

朝鮮人学校閉鎖接收に関する質問主意書

一、二日附文部省より、知事、教育委員会あてに発した通牒中、

(1) 朝鮮語、朝鮮歴史授業は、小学校では特別学級等により、中学校では外国語として教えることが出来るところあるが、実際に少人数しか一つの学校に居ないとき、それに対して特別学級を作り或いは朝鮮語の教師を雇傭することは不可能と思われるが、それに對して如何なる処置をとらんとするか、又その予算的裏付けはどうなつてゐるか、明確にされたい。

(2) 収容を要する朝鮮人子弟の学年別の人数、これに伴い必要とする教室、教師の数
二、無智、無理解などのため日本人自身にも民族的偏見が強間に残つてゐる現在、日本人学校に朝鮮人子弟を收容した場合、当然予想される紛争等種々の困難を防止するため、如何なる処置を取つたか、又どちらんとしているか、又かかる事が実際に起つた場合その責任は今回の処置を強行した吉田内閣が負う用意があるか、しからずとすれば責任の所在を明確にして戴きたい。

右の事項は日鮮両民族の将来にわたる友好関係にとつて重大な問題であるので責任ある回答を要求する。